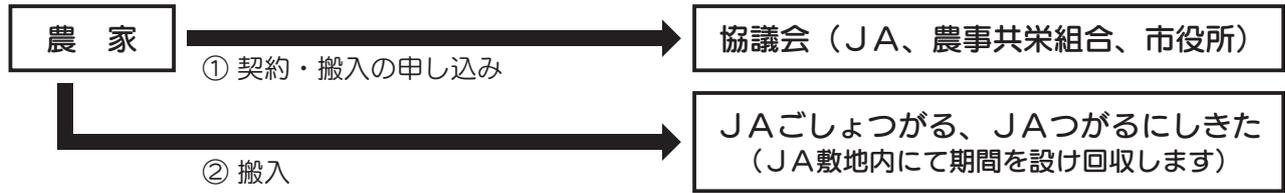


農業用廃プラスチックの処理方法について

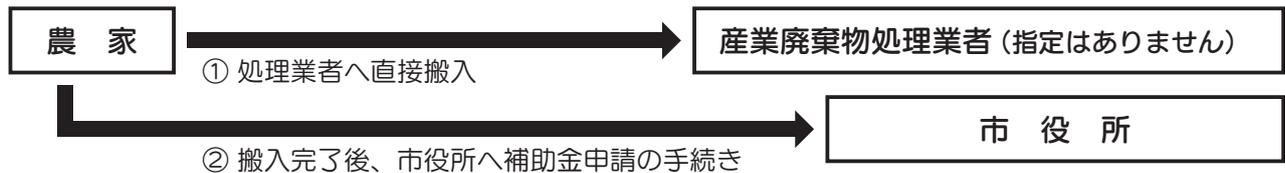
1 JAで処理する場合 申し込みしていない方は搬入できません。



①契約・搬入 申込受付期間	7月3日(月)～9月1日(金) ※土日祝日を除く。
②搬入処理 受付日・場所	9月 7日(木) 9時～11時 JAつがるにしきた越水カントリーエレベーター 9月14日(木) 9時～11時 JAごしょつがる木造総合支店 10月12日(木) 9時～11時 JAごしょつがる木造総合支店 10月26日(木) 9時～11時 JAつがるにしきた語利育苗センター ※JA組合員・JA組合員以外の方ともに申し込み手続き完了後、いずれの場所にも搬入できます。
必要書類	契約・搬入申込時 通帳、通帳届出印、処理委託申込書、口座引落承諾書 処理受付時 運転免許証等本人確認書類、青南商事との契約書
プラの種類	ポリエチレン、塩化ビニール、育苗箱、肥料袋、農薬ポリ容器等
処理料金	処理単価約100円/kg ※全体の処理数量に応じて処理単価を決定するため100円から前後する可能性があります。 今年度は処理料金の1/2を協議会が負担し、1/2を農家の方に負担していただきます。 例) 処理料金：数量100kg × 単価100円 = 1万円 (協議会負担分5千円 農家負担分5千円) ※JA組合員の方は後日、口座引落となります。JA組合員以外の方は、後日振り込みしていただきます。
注意事項	土、砂、木くず、紙くず、金属等は事前に取り除いてください。また、農薬袋、農薬容器等を処理する際は、洗浄(水洗いのみ可)が必要です。不十分な場合は、受け付けできません。事前に分別して搬入するようご協力をお願いします。

2 処理業者で処理する場合

業者により処理できる種類や料金等が異なりますので、事前に詳細を業者にご確認の上、搬入してください。



市補助金について (処理業者で処理する場合に限ります)

補助金額 つがる市内の業者：処理金額(税抜き) × 1/4以内
 西北地域管内の業者(つがる市内の業者を除く)：処理金額(税抜き) × 1/3以内
 西北地域管外の業者：処理金額(税抜き) × 1/2以内

受付期間 11月1日(水)～11月17日(金) ※閉庁日を除く。

受け付けできる領収書は、4月1日から11月17日までの間に処理したものに限りです。

受付場所 市役所農林水産課

必要書類 マニフェストや領収書等処理業者から受け取った書類一式、認め印、補助金を受ける方の通帳

※JAおよび処理業者へ廃プラスチックを運搬する場合は、「産業廃棄物収集運搬車・搬入車氏名」を記載したものを車両の両側に貼り付けた上で運搬してください。詳しくは農林水産課へお問い合わせください。

【契約・搬入の申し込み・問い合わせ先】

市役所農林水産課 電話42-2111(内線422) JAごしょつがる木造総合支店 電話42-9114

JAつがるにしきたつがる統括支店 電話46-2215、森田事業所 電話26-3018、富落事業所 電話56-3171

つがる市農事共栄組合事務局 電話42-3205



つがる市の農業を応援します！ 農業活性化総合対策事業



(1) 共同利用農業機械・施設導入事業（国や県等の補助事業の対象になっていないものに限ります。）

対象経費等	補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
機械・施設導入および更新する経費	市内の農業振興を図る3戸以上の農業者団体、農業生産組織および農事組合法人（共同で出荷、販売および資材購入等をしている団体）	耐用年数5年以上かつ単品取得価格30万円以上の機械、施設 ただし、農業以外でも使用できる汎用性が高いものは除く（例、軽トラ、フォークリフト、冷蔵庫等）。	補助対象経費（税抜き）の1/4以内、上限100万円

(2) 農業用資格取得・研修費等補助事業

対象経費等	補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
農業に関する新規の資格取得経費および組織の活動費	認定農業者（ただし、狩猟免許取得は除く）	農業に関する資格・免許取得に必要な経費（交通費・宿泊費等は除く）	補助対象経費（税抜き）の1/2以内、上限20万円
	20戸以上で構成された農業生産組織（農協等の部会は除く）	防除周知看板作成費・栽培技術講習会費・先進地研修費（飲食費等除く）・会議資料作成費・検査調査費・試験研究費	補助対象経費（税抜き）の1/2以内、上限15万円
	3戸以上で構成された農業生産組織（40歳未満の若手農業者や後継者）		

(3) 6次産業化促進事業

対象経費等	補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
6次産業化のための機械・施設導入および更新する経費	地元産の農畜水産物等を活用した付加価値の高い商品開発や販売促進に係る6次産業化を推進する農業者または農業生産組織	<ul style="list-style-type: none"> 機械設備等購入経費 耐用年数5年以上かつ単品取得価格30万円以上 6次産業化のための、加工施設の新設・改修・修繕費 	補助対象経費（税抜き）の1/2以内、上限200万円

(4) 園芸施設用パイプハウス導入事業

補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
導入するハウスで3年以上園芸作物を作付けし、園芸施設共済事業等へ加入する認定農業者（3年間出荷伝票等販売を確認できる書類を提出してもらいます）	新設する園芸施設用パイプハウス導入経費（5,400円/㎡を上限とする）	<ul style="list-style-type: none"> ①国・県の補助を受けない場合：補助対象経費（税抜き）の3/10以内、上限50万円 ②国・県の補助を受けた場合：補助対象経費（税抜き）の1/10以内、上限15万円

(5) 果樹防風網張替等事業

補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
市内の樹園地で作付けし、園芸施設共済事業等へ加入している農業者	張替用防風網購入費用および設置費用	補助対象経費（税抜き）の3/10以内、上限30万円

受付期間 随時受け付けています。（閉庁日を除く）

必要書類等 見積書3者（資格取得は1者、研修費等補助は不要）・市税の滞納がない証明書（申請者のみの分）・通帳・認め印
※上記に加え、機械の場合はカタログ、団体・組織等の場合は規約・機械管理運営規定等、事業の要件により、その他の書類等が必要になる場合があります。

留意事項

- 令和5年度内に事業を完了してください。
- 補助金の交付決定前に購入等したものは対象外です。
- 申請者はつがる市民（市内の団体・組織等）で、市税の滞納がない方に限ります。
- 予算の範囲内での補助となりますので、申請順に受け付けし、予算の上限に達した場合は締め切ります。

【申請・問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線421）